

第三者評価結果

事業所名：横浜市川上保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針等の趣旨をとらえ、保育理念や保育方針、保育目標に基づいて全体的な計画を作成しています。また子どもの発達過程、子どもの家庭の状況、保育時間、地域の実態を考慮し、保育内容を組織的、計画的に構成し作成しています。全体的な計画の作成、見直しにあたっては、年度末にクラス会議、乳児・幼児会議で保育の実践を振り返り、意見を集約したうえで、第三者評価（含全体的な計画）プロジェクトメンバーが中心となり、作成・見直しを行い、次年度の計画に生かしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 毎日保育室の温度、湿度、明るさを確認しています。温湿度計、CO2センサー、空気清浄機、加湿器を保育室に備え、室内の空気の調節に努めています。1日1回以上消毒や掃除を行い、隔月に布団乾燥・床・窓清掃を実施しています。室内環境プロジェクトメンバーが子どもに適した素材での手作り玩具を用意したり、子どもの興味や発達に応じて保育室のレイアウトを変更しています。昨年は「具材庫」を作り、単純な形のフェルト製「具材」を数多く揃えて自由に遊べるようにしました。屋外環境プロジェクトメンバーが園庭や、園庭から続く「さくらの丘」の整備を担当し、雑草取りや植物の種、苗の植え付けを行っています。各保育室ではついたてなどでコーナーを設定し、食事、睡眠、活動のスペースを分けて、心地よく過ごせるようにしています。幼児トイレにスリッパを置き、手洗い場には転倒防止も兼ねてマットを敷いています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 子どもの目線でゆっくり穏やかに話しかけ、表現する力が十分でない子どもの思いを汲み取るようにしています。子ども同士の関わりの中で、思わず手が出そうな場面では職員が気持ちを代弁しています。また注意喚起が必要なときもできるだけ肯定的な表現で伝えるようにしています。イヤイヤ期を迎えた1歳児クラスの保護者を対象に「にこちゃんプロジェクト」を立ち上げ、絵本の紹介やシール投票などでイヤイヤ期への対応を支援しています。職員間で子どもへの対応に疑問を感じた時には、互いに伝え合う関係を構築し、会議等で共有しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 入園時の聞き取りや、児童票、健康台帳を基に、一人ひとりの子どもに合った形で生活習慣を身につける機会を作り、保護者とも連携して進めています。健康に過ごせることが生活習慣の定着の前提と考え、活動と休息のバランスに配慮しています。生活習慣に関連する紙芝居や絵本の読み聞かせを行い、やってみたいという意欲が湧くように働きかけています。職員はさりげなく援助して、子どもが自分でできた達成感を得られるようにし、子どもの自信につながるよう関わっています。また、習慣を身につけやすい環境設定にも配慮し、スリッパを並べる場所にビニールテープを貼り視覚的にわかりやすくしたり、イラストを貼って「消防車のところで待ってね」と並ぶ場所を示すなど、子どもにわかりやすい工夫をしています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 安全面に配慮しながら自分でおもちゃが手に取れるように棚の位置などを工夫しています。リズム遊び、ムーブメント、ダンス、巧技台など体を動かす活動を積極的に取り入れています。L字型の広い園庭では、全クラスの子どもが同時に遊ぶことも可能です。そのため、遊びの中で異年齢での交流も積極的に行っています。特にリズム遊びについては、「青空リズム」として、月2回園庭で異年齢の子どもと一緒にしています。園庭では虫探し、野菜の栽培、どんぐり拾いなど自然と触れ合う機会も豊富にあります。園内文庫の利用、散歩時の横断など活動の中で社会的ルールも身に付けています。地域の子どもとは育児支援誕生会や交流保育などで関わる機会があります。コロナ禍で地域の方との交流は制限されていますが、近隣施設に手紙を配ったり、駅に七夕の笹飾りを置くなど、地域との交流も図っています。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> ゆるやかな担当制で愛着関係が育まれるようにしています。早朝や延長時間帯にも0歳児担当の職員を配置し、延長保育については0歳児単独で過ごせるようにして、在園時間を通してクラス担当職員とスキンシップをとることができるようにしています。職員は子どもにゆったりと関わり、一人ひとりの生活リズムに応じた配慮をしています。手がつなげるぬいぐるみやポットン落としなど、子どもの興味に合わせてさまざまな手作り玩具を用意しています。1階はどのクラスも外テラスがありますが、0歳児のテラスは他のクラスとは別になっていて、テラスも保育室の一部として機能しています。月間指導計画は個別指導計画と合体していますが、0歳児については「家庭との連携」の項目を盛り込み、個々の子どもの在園時間や送迎者が一目でわかるようになっていきます。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 意欲を大切にしてい見守りや援助をし、子どもが自分でしようとする環境を整えています。室内には手製の折り畳みしきを数多く用意し、おうちごっこやコーナー保育などに活用しています。園庭は大型遊具がないため、子どもが動き回りやすくなっています。毎日職員が安全点検を実施し、保育中も要所要所に立って安全に遊べるよう配慮しています。コロナ禍で全体行事は行えなくなっていますが、1歳児・2歳児とも2クラス構成なので、同年齢のクラスとの交流は積極的に行っています。「お正月遊びの日」には手作りのこまや羽根つきなどで交流しました。友だちとの関わりにおいては、言葉にならない思いを職員が代弁したり、簡単な言葉で仲立ちしたりしています。保護者は送迎時に園庭から保育室に入ることができるので、室内に保護者とのコーナーを作り、イヤイヤ期への対応については「にこちゃんプロジェクト」を立ち上げて保護者参加型の取組を行っています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 子どもたちの声を拾って、やりたいことが実現できるよう手助けしています。子どもが想像力を働かせるようなさまざまなしかけや活動を展開しています。「具材庫」を作り、単純な形のフェルト製「具材」を数多くそろえて自由に遊べるようにしています。保護者参加行事の「おたのしみ会」ではお話の世界からイメージしたことを親子で楽しんだり、絵本をテーマに友だちと取り組んだ共同制作を披露したりしています。また、「形のインスピレーション」では各グループにそれぞれ三角などの単純な形を割り当て、子どもたちはそこから「魚の水中めがね」など自由な発想で造形案を出しています。イラストとひらがなメッセージの子ども用献立表「ぱくぱくだより」、お正月遊びの書道など、かなに親しむ機会も数多くあります。日々の活動報告として「みんなのノート」で保育の様子や連絡事項、写真などを1枚にまとめ、保護者は目を通したあとにチェックしています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 個別支援計画は、必要に応じて保健師や療育センターとの連携を図り、子どもの状況について保護者と共有したうえで作成しています。統合保育の観点から「集団への参加」欄を設け、クラスの指導計画と関連付けています。また、クラスの月間指導計画には個別配慮の欄を設けています。個別支援時間を設定するなど、子どもの状況と成長に応じた保育を行っています。多機能トイレ、専用トイレ、廊下や階段の手すり、幼児用バギー、食器食具、姿勢保持いす等子どもの状況に合わせた過ごしやすい環境を整備しています。嘱託医や療育センターと障害のある子どもの情報を共有し、助言を受けています。療育センターの食事指導や運動指導を見学して保育に生かしています。障害児保育に関する様々な研修を毎年職員が受講し、園内で共有し理解を深めています。希望のある場合は、クラス懇談会等で障害のある子どもの保護者から他の保護者に話をしてもらう機会を作る事もあります。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 登園時の保護者とのやりとりや健康観察、連絡票を通してその日の子どもの状態の把握に努め、降園時まで順次引継ぎを行って、連続性に配慮しています。全体的な計画、年間指導計画に「長時間にわたる保育」についての項目を設定し、臨機応変に小グループに分かれた活動に変えるなど、無理のない保育を行うようにしています。0歳児については、延長保育時は単独で過ごすようにし、安全安心に配慮しています。シフトを工夫し、直接クラスの担当者と保護者がやりとりできるようにシフトを工夫しています。朝夕の延長時間帯については、早番保育士からクラス担任へ、クラス担任から遅番保育士へ、きめ細かく情報伝達を行っています。シフト毎のスタートミーティングや全体ミーティング等を通しての情報共有も行っています。延長保育を利用する子どもには18時30分に補食を提供しています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> アプローチカリキュラムを作成し、小学校以降の生活について見通しをもてる機会を設けています。秋に他園の子どもと公園で一緒に遊ぶ交流を実施しています。小学校授業見学や交流も実施し、園内では11月の就学前検診頃から子ども自身が不安をもつことなく小学校生活に移行できるような取組を始めています。具体的には、上履き・ハンカチ・ティッシュ等の使用、立ったまま靴をはいたり服を脱ぎ着するなど小学校生活で行われることを取り入れています。1月半ばから午睡時間を短縮しています。毎年、保護者会の協力のもと、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）を受講しています。保護者は1月の5歳児後期懇談会で、小学校の専任教諭に来園してもらったり、質問を受けたりする機会を設けています。職員は区の幼保小連携研修、保育要録研修等に参加しています。保育所児童保育要録については、まずクラス担任が記載し、複数の職員でチェックしたあと、各就学先に送付しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 健康管理に関するマニュアルをもとに保健計画を作成し、各保育室、事務室に保管して確認できるようにしています。年2回看護師が巡回訪問し、各クラスを回って子どもたちに手洗いの大切さなどを伝えるとともに、事前に伝えておいた職員の質問に答えています。一人ひとりの子どもの健康状態について会議などで共有し、記録に残しています。乳幼児突然死症候群(SIDS)予防のため、午睡時にチェックを行い、部屋の明るさを子どもの表情の変化がわかる程度にするなどの対応をとっています。重要事項説明書にSIDS予防も含め健康について記し、入園説明会で保護者に説明しています。子どもの体調変化、怪我などの際は、症状に応じて連絡のしかたが違いますが、必ず保護者と情報共有を行い、事後の経過も確認しています。個人面談時などに予防接種や既往症について保護者に確認し、健康台帳の更新をしてもらっています。年4回保健便りを発行しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 年2回嘱託医による健康診断と歯科健診を行い、担任が同席して結果を共有しています。健診に先立ち、保護者からの質問や相談、感染症対策の相談に応じてもらっています。受診結果や相談への回答については、当日中に紙面、口頭、保育園業務システムなどで保護者に伝え、必要な場合には通院、治療を勧めています。健診結果は各台帳に記載したうえで、保健計画に反映させ、保育に生かしています。その他、視聴覚検査や尿検査を実施し、病気等の早期発見につなげています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 横浜市のマニュアルに基づき、アレルギーマニュアル、アレルギー対応手順書を園で作成しています。年度始めに読み合わせを行い、折に触れミーティングなどでも取り上げて、どの職員でも対応できるようにしています。アレルギー除去食の提供時には、色違いのトレイなどで誤食を防ぎつつ、食物アレルギー疾患のある子どもの心情に配慮して見た目を工夫しています。慢性疾患のある子どもに対しては、主治医意見書などをもとに保護者と連携して対応しています。アレルギー疾患、慢性疾患、医療ケア児についての研修に参加した職員は、園内研修や研修報告書で他の職員と情報を共有しています。重要事項説明書に「食物アレルギー（除去食）について」の項目を明記して、入園説明会などで説明しています。また、アレルギー疾患のある子どもへの配慮として、食品を園内に持ち込んだり、食べながら登園したりしないように保護者に呼びかけています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント> 指導計画に食育欄を設け、食に関するさまざまな活動を実践しています。広い園庭を生かし、一年を通して野菜を栽培、収穫しています。丸ごとの白菜を見る、玉ねぎの皮をむくなど野菜に触れる機会、保育室内でホットケーキ作りなどを間近に見る「ライブキッチン」の機会もあります。持ち手のないコップ、介助用スプーン、咀嚼が苦手な子ども用の食品用はさみなど、年齢、発達、特性に合わせた食器、食具を用意しています。完食を無理強いすることなく、一人ひとりの適量やその日の体調等を考慮して量の加減をしています。栄養士が子ども用献立表「ぱくぱくだより」をイラストとひらがなメッセージで作成し、クイズも付けてメニューに関する興味をかき立てています。先日は人気献立「ビーフストロガノフ」の子ども向け調理動画も配信しました。保護者には毎日給食のサンプルを提示するとともに、給食だより、食育だよりを配信し、要望に応じてレシピの提供もしています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント> 市の栄養士が立てた献立を委託業者が調理して提供しています。食事が進みやすいよう、発達に応じて硬さや大きさ、形状などを工夫しています。調理員は子どもたちに献立や食材について説明し、子どもたちの食事の様子を見ています。1ヶ月で同じ献立を2回提供することで、食べ慣れなかった料理も食べられるようになっていたりしています。月1回の献立検討委員会で園長、保育士、栄養士が喫食状況について話し合い、次の献立作成に生かしています。園長と調理業務責任者が食品衛生管理者となり、毎年食品衛生管理者研修を受講しています。衛生管理は市及び業者独自の衛生管理マニュアルに基づいて行っています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント> 登降園時に家庭での様子、園での様子を口頭で伝え合っているほか、0~2歳児クラスは乳児用連絡票兼個人記録を通して、情報交換を行っています。個人面談や懇談会のほか、各保育室には「みんなのノート」があり、毎日子どもの園での様子を伝え、保護者からのつぶやき欄を活用し、保護者とコミュニケーションをとるようにしています。行事後には園内に紙面ツイッター（壁面掲示方式の感想アンケート）を掲示し、保護者が感想などを付箋に書き、貼り付けたり「いいね」シールを貼るなどして、行事の感想を収集すると共に保護者と子どもの育ちを共有できるように努めています。写真掲示やドキュメンテーション型みんなのノートなど、視覚的に保護者が理解しやすい伝え方を工夫しています。家庭の状況や保護者との情報交換の内容は、必要に応じて保育日誌の備考欄、個人面談記録、経過記録、懇談会実施報告書に記録しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント> 職員は登降園時の会話や連絡票のやりとりを通じて、保護者が話しやすい対応を心がけ、信頼関係を築くよう努めています。保護者との個人面談を年1回以上行い、子育ての思いを共有し、子どもの発達や成長について話し合っています。他の人の目を気にせず、安心して相談しやすいように「面談中・入室禁止」の掛札をかけ、他職員の出入りを制限しています。内容は個人面談記録に記録しています。相談内容に応じて園長が速やかに対応できるように同席することもあります。それぞれの保護者の就労等の事情に配慮し、送迎の時間帯に面談をしたり、電話面談にするなど配慮しています。療育センターや戸塚区の担当保健師などと連携を取りやすい公立園の特性を生かし、関係機関と情報共有しながら各分野に相談できる体制を整えています。相談の内容により、担任間、主任、園長に報告、連絡、相談をこまめに行い、助言を受けてから答えるなど対応しています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント> 園生活での友だちや職員との関わり方、送迎時の保護者との関わり方、保護者の様子にも留意し支援が必要だと職員が感じたときは、面談や送迎時の会話等で丁寧に対応し、保護者の支援者であるという姿勢を崩さず、傾聴に努め対応しています。関係機関と連携し、必要に応じて園内外でのカンファレンスを行っています。在園児以外の子どもの虐待予防のための受け入れ依頼があった場合は、一時保育で受け入れるなど予防的に保護者の精神面、生活面の援助を行っています。職員は、虐待対応に関する研修を受講し、横浜市子ども虐待防止ハンドブックを把握していますが、職員数が多い園なので更に共有をすすめることが必要です。今後は、児童虐待防止マニュアルの読み合わせを行って、職員間で支援の方法を共有することが期待されます。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>毎日保育日誌に子どもの様子や活動、保育上の気づき、配慮等を記入し、保育の振り返りを行っています。各指導計画には自己評価欄があり、計画に対する保育の実践について、クラス会議、乳児・幼児会議で話し合っています。会議での内容をもとに、カリキュラム会議において子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程に配慮して振り返りを行い、職員間で共有しています。職員は、目標共有シートやキャリア自己分析表で一人ひとり自己評価を行っています。年度始めに目標共有シートを用いて「業務目標」「能力開発・能力活用等に関する目標」「具体的取組事項・達成時期」を設定し、園長、統括園長との中間面談で進捗状況を確認し、年度末に「保育士の自己評価」で振り返りを行ったうえで、園長との振り返り面談で達成度の評価を受け、能力や専門性の向上につなげています。職員の自己評価、保護者アンケートの結果を分析・集計し、保育所全体の自己評価につなげ、結果を公表しています。</p>	